

根室市教育委員会告示第4号

根室市総合体育会館建設基本計画及び基本設計策定業務に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおり告示する。

令和6年4月11日

根室市教育委員会
教育長 波 岸 克 泰

記

1 業務概要

- (1) 業務名 根室市総合体育会館建設基本計画及び基本設計策定業務
- (2) 業務内容 根室市総合体育会館の建設に係る基本計画及び基本設計の策定とし、詳細については、根室市総合体育会館建設基本計画及び基本設計策定業務説明書によるものとする。
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から令和7年3月31日まで。ただし、基本計画（案）については、令和6年11月30日まで

2 参加資格要件

- (1) 本プロポーザルに参加を希望する者は、単体企業であって次の全ての要件を満たしていること。
 - ア 公告日において、根室市建設工事競争入札参加資格者名簿の「建築設計」に登録されている者であること。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 公告日から参加表明書及び企画提案書の提出日までに、根室市の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けたが、既にその停止期間を経過している者を含む。）であること。
 - エ 民事再生法第21条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
 - オ 会社更生法第17条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
 - カ 建築士法第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
 - キ 北海道内に本社又は営業所等を有するものであること。
 - ク 平成21年4月1日以降において、北海道内における延床面積6,500㎡以上の同種業務の履行実績を有していること。（単体企業または共同企業体の代表者として受注した実績。）

- ※ 同種業務 公共施設（令和6年国土交通省告示第8号別添二の第三号の用途（体育館・屋内プール・武道館など）に供する建築物で、国又は地方公共団体の所有する施設とする。）の新築又は改築（増築の場合は増築部分に限る。）（以下「改築等」という。）に係る基本計画又は基本設計策定業務。

3 諸手続等

- (1) 根室市総合体育会館建設基本計画及び基本設計策定業務に関する公募型プロポーザル実施要領、根室市総合体育会館建設基本計画及び基本設計策定業務説明書等（以下「実施要領等」という。）の配布

- ア 配布・閲覧期間

- 令和6年4月12日（金）から令和6年4月26日（金）までの開庁日の午前9時から午後5時まで

- イ 配布方法

- 根室市教育委員会事務局総合体育会館整備推進課にて配布する。（根室市ホームページからダウンロード可能。）

- ウ 費用は無料とする。

- (2) 参加表明書の提出

- ア 提出方法

- 持参（開庁日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（配達証明付書留郵便とし提出期限内必着）とする。

- イ 提出期限 令和6年4月26日（金）午後5時必着

- ウ 提出先 根室市教育委員会事務局総合体育会館整備推進課

- (3) 企画提案書の提出

- ア 提出方法

- 持参（開庁日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（配達証明付書留郵便とし提出期限内必着）とする。

- イ 提出期限 令和6年5月17日（金）午後5時必着

- ウ 提出先 根室市教育委員会事務局総合体育会館整備推進課

4 受注候補者の特定方法

受注候補者の選定にあたっては、根室市総合体育会館建設基本計画及び基本設計策定業務に関する公募型プロポーザル審査委員会による一次審査、二次審査の2段階の審査により、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

5 その他

- (1) 本プロポーザルの関連情報を入手するための照会窓口は、根室市教育委員会事務局総合体育会館整備推進課とする。
- (2) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) 提出書類の作成及び提出、並びに二次審査の参加に関する費用は、参加希望者及び企画提案者の負担とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (6) 提出書類は、参加希望者及び企画提案者に無断で審査目的以外に使用しない。
- (7) 提出書類は、審査目的の範囲で複製することがある。
- (8) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属する。
- (9) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について根室市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。
- (10) 提出書類に含まれる第三者の著作物の公表・展示等の使用に関しては、全て企画提案者が当該第三者の承諾を得ておくこと。
- (11) 参加表明書提出以後に参加辞退しても、以後における不利益な扱いはしない。
- (12) 本業務に関して、企画提案者1者のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の判断を行う。
- (13) その他詳細については、「実施要領等」によるものとする。